平成３０年（フ）第２４号
福岡県宮若市宮田241番地35
債務者　木村　玲子（旧姓内匠）
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第１１号
福岡県柳川市間1251番地８
債務者　緒方　浩二
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成３０年（フ）第５１号
宮崎県都城市都北町5614番地３　長峯貸家５号棟
債務者　竹中万寿満
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第５２号
宮崎県小林市東方2580番地２
債務者　ヒメネス長美
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第５０号
宮崎県延岡市桜ケ丘３丁目6990番地２　市営住宅　57－２－５－91
債務者　中山ツルミ
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第６８号
宮崎県延岡市桜ケ丘１丁目20番地２
債務者　黒木　由江
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第７５号
宮崎県延岡市佐野町2177番地17
債務者　平野佐智男
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第１６０号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目８番23号
債務者　松下　直美
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１６６号
鹿児島県鹿児島市西坂元町３番33号
債務者　牧　　智美
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１０号
沖縄県名護市大北２丁目12番16―407号　クラシオンナゴB
債務者　小川　慶子（旧姓石垣）
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成３０年（フ）第２３号
兵庫県美方郡香美町香住区沖浦1015番地の１
債務者　吉津　　明
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成３０年（フ）第４５号
松江市八雲町西岩坂887―１　リヴァーサイド意宇Ｖ　101号室、住民票上の住所島根県雲南市大東町畑鵜788番地
債務者　永井　義明
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４７号
島根県雲南市大東町飯田378番地内１
債務者　岩田　飛鳥
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１７号
島根県浜田市長浜町230番地５
債務者　岡田　　賢
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成３０年（フ）第３２号
広島県呉市三和町20番31号
債務者　坂本　　豊
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第８８号
和歌山市岩橋127番地
債務者　土井　昌紀
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１０１１号
神戸市須磨区大池町５丁目５番３―204号
債務者　大塚　直樹
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部